

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：栃木県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	80.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.2	%
全職員	81.7	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	96.1	%
本庁課長相当職	91.5	%
本庁課長補佐相当職	95.5	%
本庁係長相当職	95.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	96.1	%
31～35年	90.3	%
26～30年	89.5	%
21～25年	82.7	%
16～20年	84.7	%
11～15年	77.6	%
6～10年	88.4	%
1～5年	89.5	%

【説明欄】

- 扶養手当の受給者に占める女性の割合は8.9%と低いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向にある。
- 勤続年数6～25年の区分について、育児休業から復職した女性は、子の育児部分休業取得による給与の減額や、子の養育に伴う深夜勤務及び勤務時間外勤務の制限により、夜勤手当や休日給、特殊勤務手当等の支給額が男性よりも少ないため、給与の差異が大きくなる傾向がある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。